

「個別労働紛争のあっせん」 手引き

長野県労働委員会事務局

(2020年12月版)

長野県労働委員会では、個々の労働者と事業主との労働（雇用）に関するトラブルについて、労働問題に関して知識経験豊富な「あっせん員」が双方の話し合いをとりなして、お互いの歩み寄りによる円満な解決をお手伝いしています。

【労働委員会のあっせんのメリット】

- ・ 労働審判等と比べ、早期解決が可能です。費用はかかりません。
- ・ 会場は、お近くの県合同庁舎等で行います。
- ・ 非公開で、相手方と対面せずに進められます。
- ・ 労働問題の実情に詳しい労使双方のあっせん員が、それぞれの立場で当事者双方から丁寧に話を聞き取ります。
- ・ あっせん員から、今後の労使紛争防止策等の助言を得ることができます。

〈 目 次 〉

1 個別労働紛争のあっせんについて [2ページ]

- (1) 「個別労働紛争」とは？
- (2) 労働委員会の「あっせん」とは？
- (3) あっせんの対象にならない紛争

2 あっせんの流れ [3～6ページ]

- (1) あっせんの相談・申請
- (2) 事務局調査
- (3) あっせん員とは
- (4) あっせん開催
- (5) あっせんの終結
- (6) 留意事項

3 参 考 [7～10ページ]

- (1) 相談・あっせん申請窓口
- (2) あっせん申請書記載例

1 個別労働紛争のあっせんについて

(1) 「個別労働紛争」とは？

「個別労働紛争」とは、個々の労働者と事業主との間で発生した、労働条件や労働環境その他労働関係に関するトラブル（紛争）のことを言います。例えば、次のような事例があります。

- 事業主から突然解雇されたが納得できない。
- 上司から度を越した叱責や嫌がらせを受けている。
- 有期雇用契約が何度も更新された後に、説明もなく雇止めされた。
- あらかじめ説明もなく、パートの時給を引き下げられた。
- 従業員に配置転換を命じたら、理由もなく拒否された。

(2) 労働委員会の「あっせん」とは？

上記のような労使間の紛争が起きてしまった時に、直接話し合いができない、話し合いが行き詰って解決が難しいという場合も出てきます。

そんなとき、労働問題に関し知識・経験豊富な労働委員会の委員が「あっせん員」となって当事者の間に入り、双方の主張をお聞きし、主張を調整し、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度が労働委員会の「個別労働紛争のあっせん」（以下「あっせん」という。）です。

なお、あっせんは任意の制度で、紛争の相手方にあっせん参加を強制することはできません。

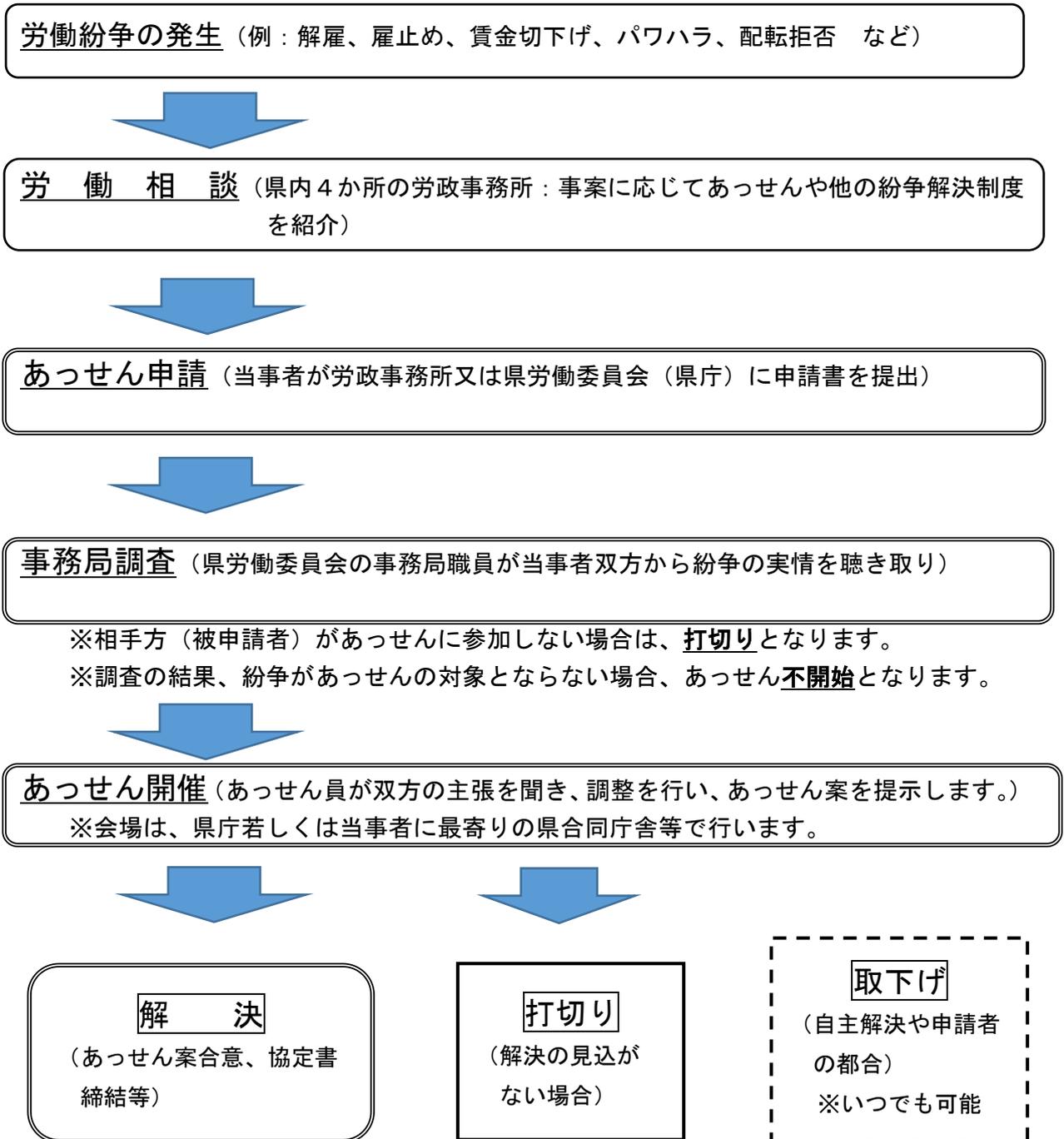
(3) あっせんの対象にならない紛争

労働者と事業主の間に起こったトラブルの全てがあっせんの対象となるわけではありません。あっせんで扱えない紛争として次のようなものがあります。

- 裁判で争っている紛争又は民事調停の手続が進行中の紛争
- 裁判所で判決が確定し、又は民事調停若しくは和解が成立した紛争
- 労働審判手続が進行中、又は調停が成立したり審判が確定した紛争
- 労働基準法など法令違反に係る紛争で労働基準監督署等他の機関において指導等を行うこととされている事項の紛争
- 労働局であっせんが進行中の紛争
- 長野県外の事業所で発生した紛争
- 労働者の採用及び募集に関する紛争（採用内定の取消しは除く）
- 労働者と事業主の私的な紛争（個人間の金銭貸借等）
- 国家公務員又は地方公務員を当事者とする紛争（一部例外あり）
- 労働組合と事業主間の紛争（他の制度あり）

2 あっせんの流れ

【フロー図】



(1) あっせんの相談・申請

あっせんは長野県内の事業所に勤務する（していた）労働者（正社員、派遣社員、パート社員等雇用形態は問いません。）と事業主のどちらからでも申請できます。

事業所が所在する地域（東信、南信、中信、北信）を管轄する労政事務所にご相談いただくと、専門の相談員があっせんの仕組み、申請書の記載方法等をご案内しますので、必要事項を記入して提出してください。なお、直接県庁の労働委員会に申請していただくこともできます。

申請書様式は、長野県労働委員会のホームページからダウンロードできます。（アドレス：<https://www.pref.nagano.lg.jp/roi/sangyo/shinsei/rodo/yoshiki.html#kobetu>）

提出された申請書は、労政事務所を通じて労働委員会が受け付け、労働委員会から紛争の相手方（被申請者）に写しを送付し、あっせんの手続きを開始します。

(2) 事務局調査

あっせん申請を受け付けると、労働委員会事務局の職員が当事者（申請者、被申請者）双方を訪問し（又は最寄りの県施設等で）、面談でお話を伺います。

調査では、紛争の概要、あっせん申請までの経緯、どのような解決を望むのか等、主張や考え方をお聞きします。（労政事務所の労働相談の後に申請される場合でも、改めてお話を伺います。）

また、調査の際、労働条件通知書、給与明細書、就業規則等、紛争に係る資料の提出をお願いすることがあります。

なお、相手方（被申請者）があっせんに参加しない場合、あっせんは打切りとなりますが、できるだけあっせんでの円満な解決を目指し、労働委員会やあっせん員から電話等で参加を要請します。

(3) あっせん員とは

県労働委員会の公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合の役員等）、使用者委員（会社経営者等）及び事務局職員の中から、原則として4名が選任されます。

労働委員は、労働問題に関し、知識や経験が豊富な人が任命されています。

(4) あっせん開催

《期 日》原則として平日昼間に当事者、あっせん員の都合を調整して決めます。

1回の時間は概ね3～4時間です。

《会 場》原則として現地（紛争の発生した事業所の所在地）に近い県合同庁舎等で行います。

《当日の進め方》

- ・ あっせん員は原則4人(公益委員、労働者委員、使用者委員、事務局職員)ですが、事案によっては2人(公益委員、事務局職員)の場合もあります。
- ・ あっせんは、原則として非対面(入れ替わり)で行います。(協定書締結時は、同席していただく場合もあります。)
- ・ あっせん員のうち、公益委員の進行で次のように進めます。

①事情聴取 申請者、被申請者別々に、事務局調査結果を踏まえ、主な主張、考え方についてお話をお聞きし、あっせん員が不明な点等を質問します。

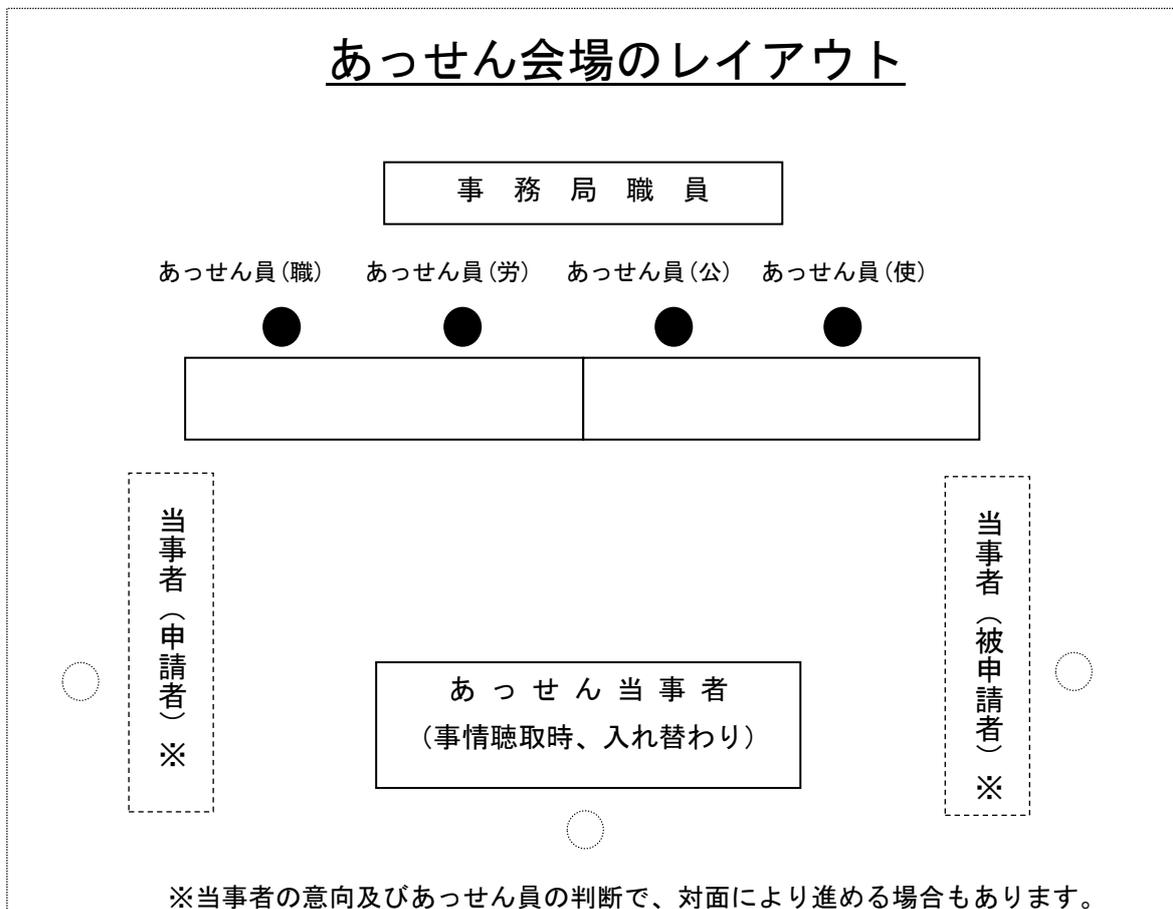
相手方の事情聴取の間は、別に用意した控室でお待ちいただくこととなります。

②調整・折衝 事情聴取の後、あっせん員が相談し、問題点の整理、解決に向けての助言、あっせん案の検討を行い、その結果を双方にお伝えします。

必要に応じて、あっせん員が申請者、被申請者と個別に折衝して歩み寄りを促します。

③結論
あっせん案を当事者が受入れ、協定書を締結 → 解決
当事者があっせん案を拒否、話し合い継続の意思無し → 打ち切り
持ち帰り検討、譲歩の余地があり、再度あっせんが必要 → 継続

あっせん会場のレイアウト



※当事者の意向及びあっせん員の判断で、対面により進める場合もあります。

(5) あっせんの終結

あっせんは、次のいずれかの場合に終結となります。

① あっせんによる合意 ((4)の③)

あっせんの結果、当事者双方が合意した場合、合意内容を記した協定書を3通作成し当事者双方とあっせん員が押印し紛争は終結（解決）します。

② 自主解決

あっせんとは別に、当事者間の自主的な交渉により紛争が解決した場合、あっせんは終結します。この場合は「自主解決報告書」の提出をお願いします。

③ あっせんの打ち切り ((4)の③)

あっせん員は、次のような場合で、紛争が解決される見込がないと判断した時はあっせんを打ち切り、これによりあっせんは終結します。

- 相手方（被申請者）があっせんへの参加を拒否したり、あっせん手続中に当事者があっせんの継続を望まず、以後のあっせんを進められない場合。
- あっせんを実施しても、双方の主張の隔たりが大きく、あっせん案を示しても歩み寄りが見られない場合。

④ あっせんの取下げ

あっせんの申請者は、あっせんが終結するまでは、申請の全部又は一部を取り下げることができます。全部取下げによってあっせんは終結します。取り下げる場合は「あっせん申請取下書」の提出をお願いします。提出していただいた取下書の写しを相手方に送付し、これによりあっせんは終結となります。

(6) 留意事項

- ① 労働委員会のあっせんは、紛争当事者の間にあっせん員が入り、当事者による自主的解決のお手伝いをするものです。当事者は、お互いに歩み寄る気持ちで対応していただくことが必要となります。
- ② 事業主の方は、労働者があっせんを申請したことやあっせんで発言したこと等を理由として、不利益に取り扱わないでください。
- ③ あっせんは、自由に主張していただくため、非公開とし、録音等は禁止です。あっせん員及び事務局職員は秘密を守りますので率直な発言をお願いします。当事者の方も、あっせんでの発言内容の取扱いについては、みだりに第三者に漏らさない等十分留意願います。
- ④ あっせんで合意した場合、当事者双方及びあっせん員の連名で協定書を取り交わします。その際、押印をお願いしていますので、あっせん当日は印鑑をご持参ください。

3 参 考

(1)相談・あっせん申請窓口（相談時間 8:30 から 17:15、土日・祝日・年末年始閉庁日）を除きます。

○県労政事務所（労働相談）

東信労政事務所 電話 0268-25-7144（上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内）

南信労政事務所 電話 0265-76-6833（伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内）

中信労政事務所 電話 0263-40-1936（松本市島立 1020 松本合同庁舎内）

北信労政事務所 電話 026-234-9532（長野市南長野南県町 686-1 長野合同庁舎内）

○労働委員会事務局

所在地：長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 8 階

電 話：026-235-7468

メール：roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/roi/sangyo/rodo/rodo/rodofunsou/index.html>

(2)あっせん申請書記載例（別添）